

11月9日から11月15日まで 秋季全国火災予防運動が実施されます

全国統一防火標語『火のしまつ 君がしなくて 誰がする』

運動期間中、小松島市消防本部で実施する主な行事は次のとおりです。

- ①小松島市消防フェア
 - ②広報車等による火災予防広報
 - ③危険物施設等への立入検査
 - ④空地の枯草除去依頼
- ご協力よろしく願います。

住宅用火災警報器等を設置しましょう！

近年の住宅火災による死者数は、増加傾向にあります。また住宅火災によって亡くなられた方の約7割が逃げ遅れによるものです。

住宅用火災警報器等を設置することによって、寝ている間など火災に気づきにくい場合でも、早く火災に気づき消火や避難など、早く対応することが可能になります。

アメリカやイギリスなどの諸外国では、住宅用火災警報器の設置が義務付けられてか

らは、その普及に伴い、住宅火災による死者数がほぼ半減したという統計データも報告されています。

このため、住宅火災による死者を減らすために消防法が改正(平成16年6月)され、これに伴い、小松島市では火災予防条例を改正し、すべての住宅(アパート・マンション等を含む)に対して住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

設置義務の時期

新築の住宅等には、平成18年6月1日から義務付けられています。

既に建っている住宅等については、平成23年6月1日から義務付けられます。

設置する場所

寝室や階段等に設置します。台所への設置は義務付けられていませんが、火を使用する場所なので火災予防の観点か

ら感知器の設置をお勧めします。

設置する感知器

寝室、階段等には煙を感知する煙感知器を設置してください。



熱感知器



煙感知器

電源は、AC電源方式や電池方式があります。

悪質な訪問販売にご注意！

住宅用火災警報器の市場価格を超えた高額で訪問販売を行い、規定の性能を有しない製品を無理矢理売りつける不適正販売の増加が危惧されています。

国の技術基準に適合し、日本消防検定協会の鑑定に合格



した製品には、上の「鑑定マーク」がついていますので、製品を購入される際の目安としてください。

また、消防署の職員が一般住宅を訪問して火災警報器を販売することはありませんので、十分にご注意ください。

お問い合わせは、小松島市消防本部予防係(☎32・0119)または、住宅防火推進協議会「住宅用火災警報器相談室」(フリーダイヤル0120・565・911)まで。

消火器の訪問点検によるトラブルにご用心！

高額請求・返却拒否・支払

強要によるトラブルが続出しています。

悪質業者は、あらゆる事業所をターゲットにし、受付や派遣社員、アルバイトなどの消火器の点検に詳しくない社員を狙ってきます。

『対策』として

- ▼ 出入りしている点検業者を巧みに装うので、契約業者名を明確にしておく。
 - ▼ 契約書であることを隠してサインを要求してくるので、みだりにサインしない。
 - ▼ 代金はその場で支払わない。
 - ▼ 消火器の機能点検や薬剤の詰替えには必ず立ち会い、点検の内容を確認する。
- これらのことは、全員に周知しておきましょう。

小松島市消防フェアを開催します！

【主催】小松島市消防本部

【協賛】小松島市消防団・小松島市危険物安全協会・小松島少年婦人防火委員会

【開催日時】11月9日(日) 午前9時から正午まで

【開催場所】消防本部前駐車場

※ 雨天中止(小雨決行)

時ごろ決定します。☎32・5000にて音声案内します。

『イベント内容』

- ①消防車両の乗車体験・放水体験・その他装備品の展示等
 - ②レスキュー隊員によるロープ渡過展示
 - ③心肺蘇生法・AED等の救急体験
 - ④水消火器的あてゲーム(消火できた人には景品をプレゼント!!)
- ぜひご参加ください。